

令和6年度 第2回 伊勢市成年後見サポートセンター協議会 事項書

日時 令和7年2月28日（金）19～20時
場所 伊勢市社会福祉協議会福祉センター
2階 多目的ホール

1. 令和6年度 実績報告について
(資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8)
2. 令和7年度 事業計画について
(資料 2-1、2-2、2-3)
3. 市民後見人単独受任に向けての体制整備について
(資料 3-1、3-2)
4. 新たな権利擁護支援に向けての今後の方針について
5. その他

令和6年度 伊勢市成年後見サポートセンターきぼう 相談状況(R7.2.28現在)

[1. 相談月別件数]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新規件数	8	7	10	8	8	8	
延数	50	39	36	43	28	24	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規件数	10	8	1	11	12		91
延数	40	44	29	35	37		405

[2. 相談件数]

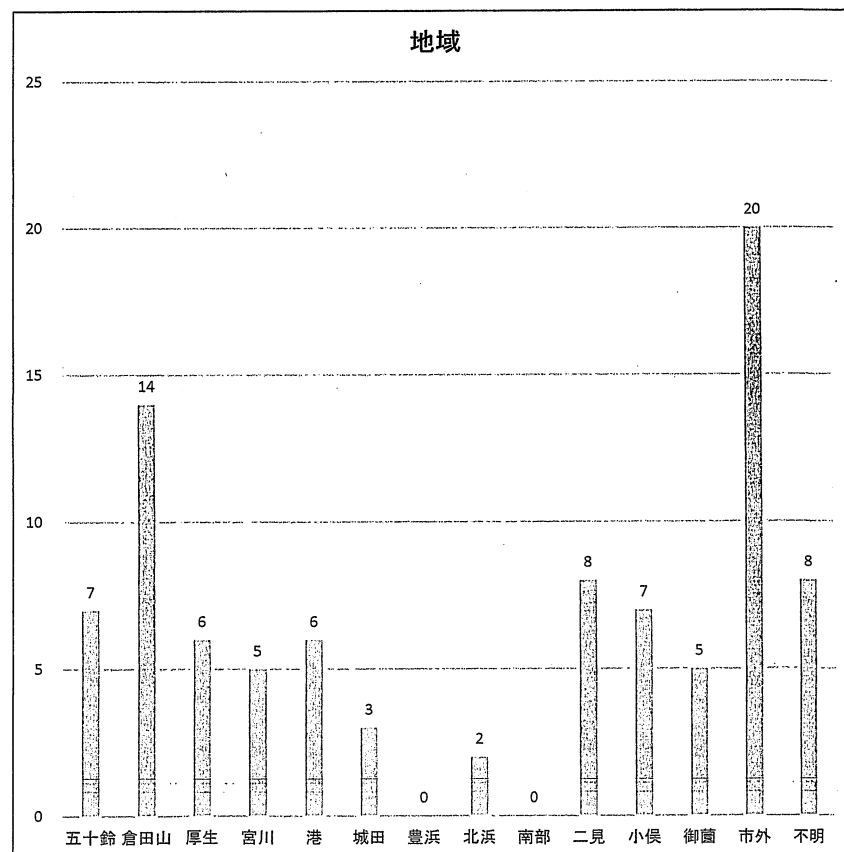
項目	新規件数	認知症	知的障がい	精神障がい	その他
64歳以下	23	1	9	11	2
65歳以上	64	42	1	11	10
不明	4	1	1	1	1
計	91	44	11	23	13

その他の分類

13件(脳関係(脳出血、脳症、脳炎) 4件、アルコール中毒 2件、任意後見 4件、重度身体障がい 2件、高次機能障がい 1件)

[3. 地域]

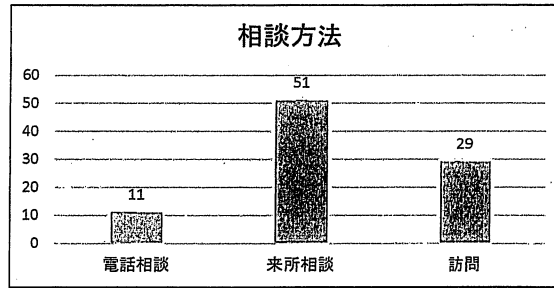
五十鈴	7
倉田山	14
厚生	6
宮川	5
港	6
城田	3
豊浜	0
北浜	2
南部	0
二見	8
小俣	7
御園	5
市外	20
不明	8
計	91



2017/2/28現在

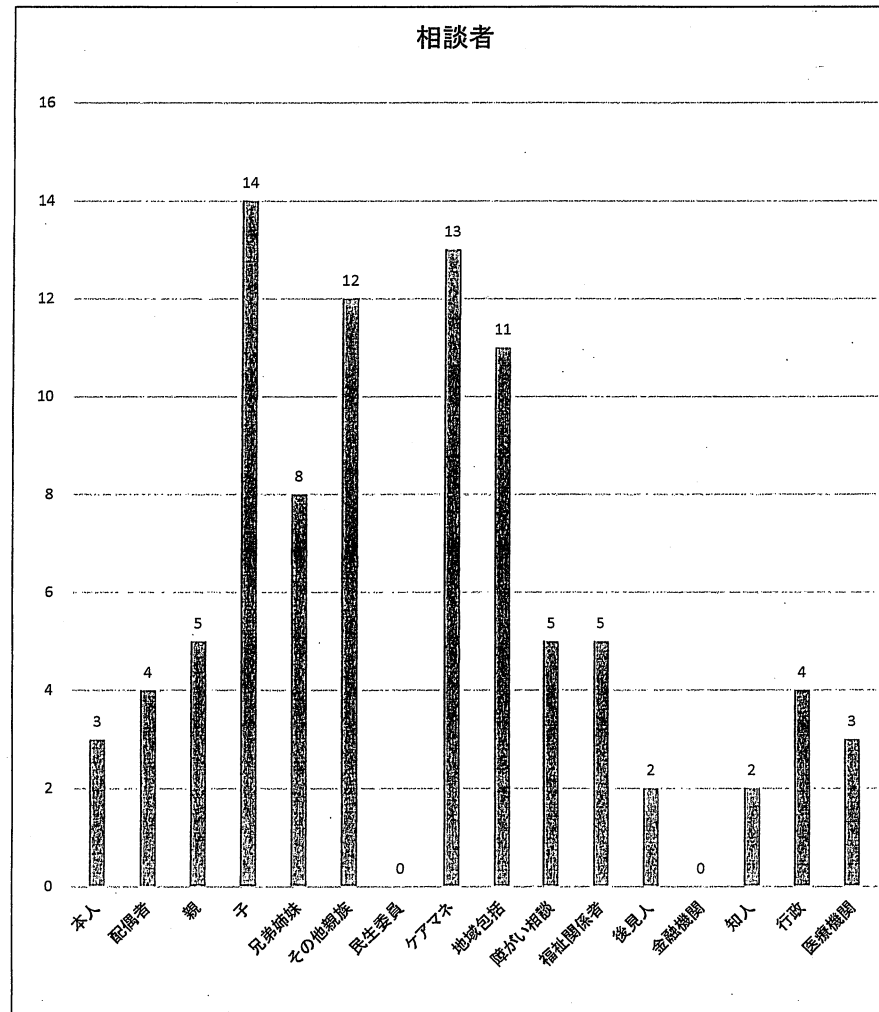
[4. 相談方法]

項目	件数
電話相談	11
来所相談	51
訪問	29
計	91



[5. 相談者]

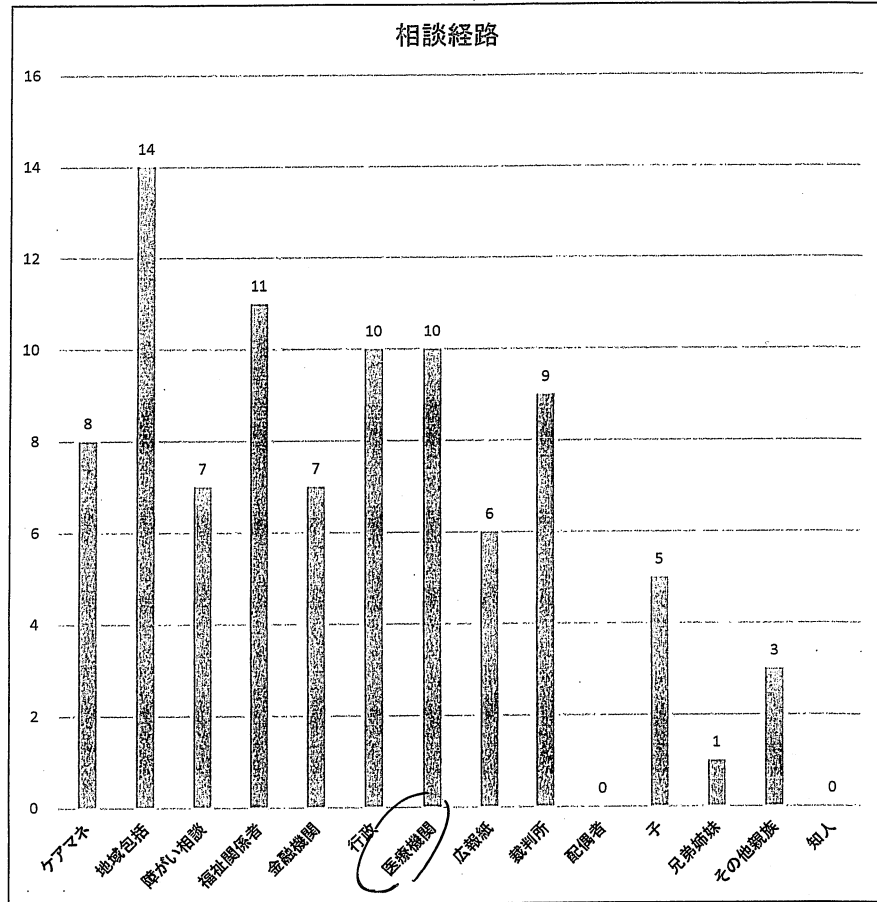
項目	件数
本人	3
配偶者	4
親	5
子	14
兄弟姉妹	8
その他親族	12
民生委員	0
ケアマネ	13
地域包括	11
障がい相談	5
福祉関係者	5
後見人	2
金融機関	0
知人	2
行政	4
医療機関	3
計	91



Q

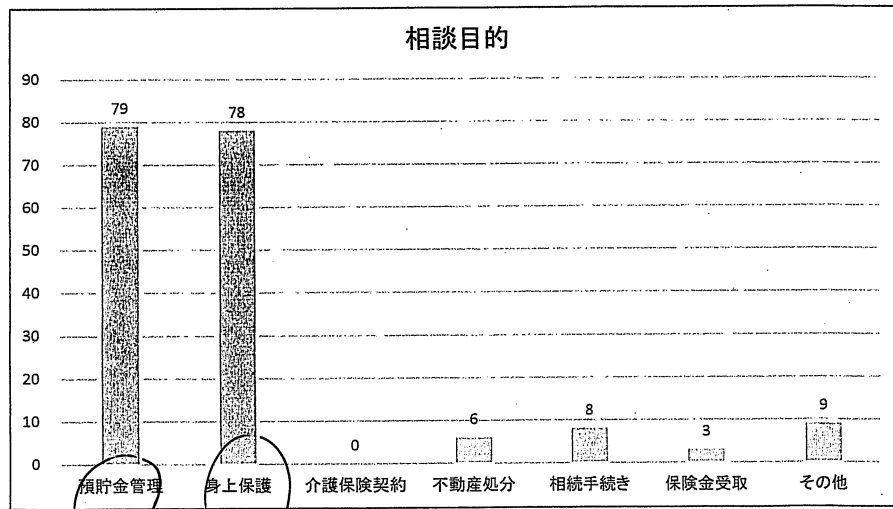
[6. 相談経路]

項目	件数
ケアマネ	8
地域包括	14
障がい相談	7
福祉関係者	11
金融機関	7
行政	10
医療機関	10
広報紙	6
裁判所	9
配偶者	0
子	5
兄弟姉妹	1
その他親族	3
知人	0
計	91



[7. 相談目的] ※重複あり

項目	件数
預貯金管理	79
身上保護	78
介護保険契約	0
不動産処分	6
相続手続き	8
保険金受取	3
その他	9
計	183

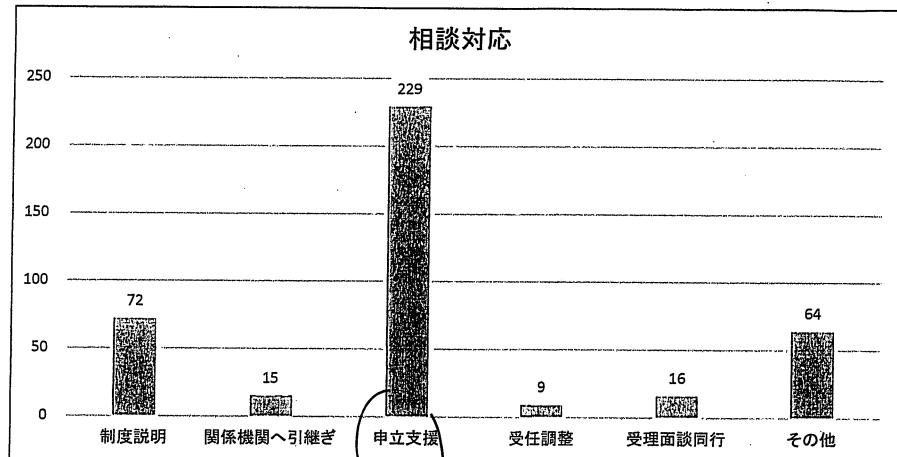


・その他の相談目的

・訴訟手続きについて ・任意後見について ・遺言書の作成について ・身元保証について ・養子縁組の解消 等

[8. 相談対応] ※延数

項目	件数
制度説明	72
関係機関へ引継ぎ	15
申立支援	229
受任調整	9
受理面談同行	16
その他	64
計	405



・その他の相談対応
 ・裁判所、行政との連絡調整
 ・今後の流れについての相談、訪問支援
 ・就任された後見人と本人(親族)との顔合わせ 等

[9. 申立状況]

※実人数62件(就任:26件、死亡:9件、音信不通:3件、取下げ:3件、支援中:21件)

	男性	女性
本人性別	30	32

	40代未満	40代	50代	60代	70代	80代	90代
本人年齢	6	2	6	5	16	20	7

	本人	子	兄弟姉妹	親	その他親族	首長申立
申立人	5	10	6	4	11	26

	後見	保佐	補助
類型	17	6	3

※就任件数

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見
後見人	4	6	1	10	5

伊勢市成年後見サポートセンターきぼう 相談実績対比(R7.2.28現在)

[1. 相談件数]

年度	項目	新規件数	認知症	知的障がい	精神障がい	その他
令和5年度	64歳以下	19	0	11	5	3
	65歳以上	64	46	1	1	16
	不明	3	1	0	0	2
	計	86	47	12	6	21
令和6年度	64歳以下	23	1	9	11	2
	65歳以上	64	42	1	11	10
	不明	4	1	1	1	1
	計	91	44	11	23	13

[2. 地域別件数]

地域	令和5年度	令和6年度
五十鈴	9	7
倉田山	13	14
厚生	5	6
宮川	9	5
港	9	6
城田	0	3
豊浜	3	0
北浜	3	2
南部	9	0
二見	1	8
小俣	5	7
御薊	6	5
市外	10	20
不明	4	8
計	86	91

[3. 相談対応] ※延数

項目	令和5年度	令和6年度
制度説明	85	72
関係機関へ引継ぎ	5	15
申立支援	195	229
受任調整	6	9
受理面談同行	29	16
その他	83	64
計	403	405

[4. 申立実人数]

	令和5年度	令和6年度
計	52	62

令和6年度 伊勢市成年後見サポートセンターきぼう 活動実績報告表

月	定例会	周知・啓発	協議会・委員会	備考
4	・第1回定例会 (きぼう サポセン)			
5	・第2回定例会	・地域包括支援センター連絡会議		
6	・第3回定例会		・第1回委員会（検討件数：3件）	
7	・第4回定例会			
8	・第5回定例会			
9	・第6回定例会	・きぼう講演会（対象：一般市民向け） 参加者：111名 ・市民後見人養成講座【基礎研修1日目】参加者：7名 ・市民後見人養成講座【基礎研修2日目】参加者：6名	・第2回委員会（検討件数：1件）	・四季の里勉強会 【講師】
10	・第7回定例会	・市民後見人養成講座【基礎研修3日目】参加者：5名 ・市民後見人養成講座【基礎研修4日目】参加者：5名	・第1回協議会	
11	・第8回定例会	・市民後見人養成講座【基礎研修5日目】参加者：5名 ・三重県知的障害者施設保護者会研修大会	・第3回委員会（検討件数：3件）	
12	・第9回定例会	・市民後見人養成講座【実務研修1日目】参加者：5名 ・市民後見人養成講座【実務研修2日目】参加者：5名		・生活支援課勉強会 【講師】
1	・第10回定例会		・第4回委員会（検討件数：2件）	
2	・第11回定例会	・きぼう研修会（対象：障害者事業所向け） 参加者：19名 ・法人後見等の新たな担い手の確保に関する意向調査 対象法人：10箇所	・第2回協議会	
3	・第12回定例会			

令和6年度 伊勢市成年後見サポートセンター 講演会・研修会等

【成年後見講演会】

講演 『身寄りがいてもいなくても、
私らしさをあきらめない』

～成年後見制度をうまく活用しよう～

講師：一般社団法人 権利擁護プロジェクトともす

代表理事 川端 伸子 氏

日 時：令和6年9月4日(水)

18:30～20:00

会 場：伊勢市ハートプラザみその

多目的ホール

参加者：111名

対象者：市内在住の方

【成年後見研修会】

講演 『親亡き後の障がい者の生活について』

講師：社会福祉法人あゆみ

理事長 水谷 久 氏

日 時：令和7年2月27日(木)

10:00～11:45

会 場：伊勢市社会福祉協議会福祉センター

2階 多目的ホール

参加者：19名

対象者：市内障がいサービス事業所で働いている方



令和6年度 成年後見講演会

身寄りがいてもいなくても、
私らしさをあきらめない
～成年後見制度をうまく活用しよう～

令和6年9月4日(水)

18:30～20:00 (開場18:00～)

伊勢市ハートプラザみその
多目的ホール (伊勢市御園町長屋2767)

講師

一般社団法人 権利擁護プロジェクトともす
代表理事 川端 伸子 氏



プロフィール
平成18年4月～ 東京府老人総合研究所に入局
平成21年4月～ 東京都社会福祉協議会伊勢支部伊勢支店センターの専任相談員、センター長、アドバイザーを務める。同時に東京社会福祉士会会長となつた東京の指導者となる。同時に東京社会福祉士会会長となつた東京の指導者となる。
平成25年4月～ (公社)あい権利擁護センターより、虐待防止・権利擁護の推進部を推進。児童労働者にて成年後見制度利用促進専門官として勤務
現在は、虐待、アドバイザー、専任相談員、虐待防止などを担い、各分野の権利擁護の推進を図っている

参加費
無料
申込は伊勢市福祉センター
<申込締切>
令和6年9月30日(金)



手帳通読あり
要約筆記あり

聴覚に障害のある方は
手話通読あり
要約筆記あり

<問合せ先>

伊勢市成年後見サポートセンターきぼう (月～金 8:30～17:15)

伊勢市八日市場町13-1 伊勢市福祉協議会福祉センター 2階

TEL:0596-21-1122 FAX:0596-27-2412

Email: ise-kouken@mle.email.ne.jp

※伊勢市福祉協議会(伊勢市)の委託を受けて実施しています。

障がい分野で働いている協議会へ

伊勢市成年後見サポートセンター研修会

親亡き後の障がい者の生活について

経済的に安心して暮らして
いけるような制度はあるのか？

成年後見人をつけるには
どうしたらよいのか？

親亡き後、障がい者本人の生活支援において、住まいのこと、費用のことなど、どのような準備をしておくべきか、障がい分野で働いている支援者に向けて講師のこれまでの経験をもとにわかりやすく説明します。ぜひ、ご参加ください。

日 2/27 10:00～11:45

定員 20名 市内障がいサービス事業所で働いている方

会場 伊勢市社会福祉協議会福祉センター
2階 多目的ホール
(伊勢市八日市場町13-1)



社会福祉法人あゆみ(伊勢市)
理事長 水谷 久 氏

〳お申込みはこちらまでご連絡ください〵

伊勢市成年後見サポートセンターきぼう

TEL:0596-21-1122 FAX:0596-27-2412

Email: ise-kouken@mle.email.ne.jp

〳詳細は裏面をご覧ください〵

(本研修会は、市の委託を受けて実施しています。)

【いせ市民後見人養成講座】

日 時 : <基礎講座> 令和6年9月13日(金)、9月26日(木)、10月10日(木)、
10月24日(木)、11月7日(木)

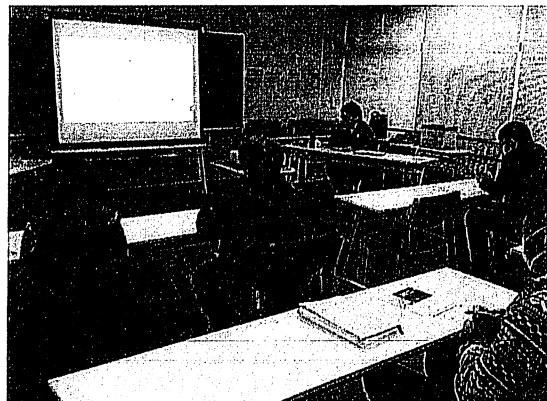
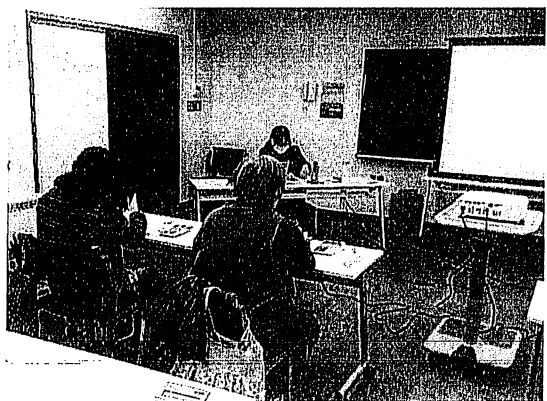
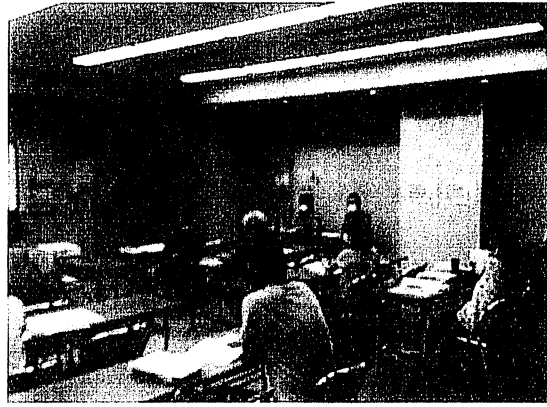
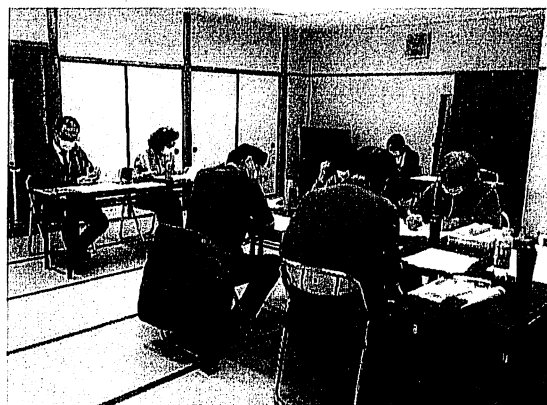
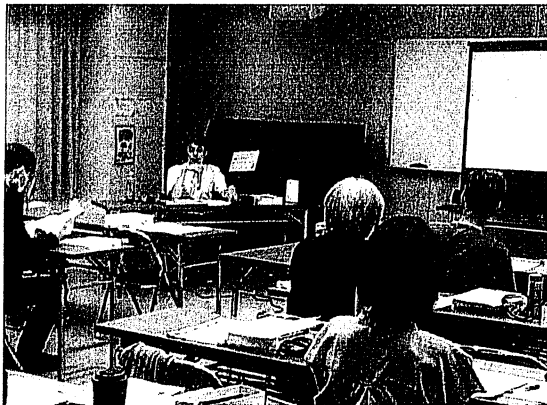
<実践講座> 令和6年12月5日(木)、12月12日(木)

講 師 : 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、医師 等

参加方法: 会場受講 対象者: 社会貢献の精神で、将来的に市民後見人を目指している方

参加者 : 7名 修了者 : 5名

登録者 : 4名 (法人後見支援員、日常生活自立支援事業生活支援員への登録)



令和 6 年度 伊勢市成年後見サポートセンター委員会 活動状況

委員構成：塚本順久 弁護士、北村仁美 司法書士、岩田潤史 社会福祉士、寺澤永 社協職員

【第 1 回】

日 時：令和 6 年 6 月 2 8 日（金）14：00～15：00

場 所：伊勢市立伊勢図書館 2 階 小会議室

出席者：塚本委員、北村委員、寺澤委員

○相談案件 3 件（事例①、事例②、事例③）

事例①…以前にも当委員会で審議にかけたが、当時と比べて認知機能の低下が進んでおり、要介護状態になっているケース。日常生活自立支援センターの業務に支障が出ている状況にあるので、何か良い方法がないか助言いただきたい。

事例②…親子で在宅生活をしており、親子ともども判断能力が低い家庭のケース。お金が無いにも関わらず、様々な契約をしてしまうので、助言いただきたい。

事例③…独居生活をしている女性のケース。身の回りのことはそれなりに出来るが、短期記憶に問題があり、家の売却等も考えているようなので、このままで良いのか助言いただきたい。

【第 2 回】

日 時：令和 6 年 9 月 6 日（金）14：00～15：00

場 所：伊勢市立伊勢図書館 2 階 小会議室

出席者：塚本委員、北村委員、岩田委員、寺澤委員

○相談案件 1 件（事例①）

事例①…市外の精神科病院に措置入院になっている男性のケース。妄想性障害と診断され、様々な生活課題が生じているので、措置解除後の生活について、どうしていけば良いのか助言いただきたい。

【第3回】

日 時：令和6年11月22日（金）14：00～15：00

場 所：伊勢市社会福祉協議会福祉センター 2階 洋室

出席者：塚本委員、北村委員、岩田委員、寺澤委員

○相談案件 3件（事例①、事例②、事例③）

事例①…アルツハイマー型認知症の診断を受けた本人が、事業負債額が多額にあり、どうしたら良いか助言いただきたい。また、元妻の返済現状や今後の見通しについても助言いただきたい。

事例②…日常生活自立支援事業を利用しながら、在宅生活を続けているが、認知機能の低下が著しく、訪問看護を週1回利用しているものの、服薬管理もできていない方のケース。施設入所も視野に入れているので、成年後見制度を利用すべきか助言いただきたい。

事例③…保佐人である松阪市社協から伊勢市社協で受任してくれないかと相談があったケース。受任すべきかの助言をいただきたい。

【第4回】

日 時：令和7年1月24日（金）14：00～15：00

場 所：伊勢市社会福祉協議会福祉センター 2階 洋室

出席者：塚本委員、北村委員、岩田委員、寺澤委員

○相談案件 2件（事例①、事例②）

事例①…統合失調症の女性。詐欺まがいに遭い、200万円ほどの借金があり、住んでいたところも差し押さえられ、娘のもとに転がり込んで生活しているケース。娘としては、母親の支援から逃れたい思いがある。寄り添ってもらえる方が必要と思われるので、成年後見制度の利用も含めて、ご助言いただきたい。

事例②…現在、法人後見として伊勢市社会福祉協議会が受任しているケース。財産管理については弁護士が、身上保護については伊勢市社会福祉協議会が複数後見として担っている。

今回、市民後見人養成講座修了者に引継ぎ（交代）予定であるため、問題等ないかご助言いただきたい。

法人後見等の新たな担い手の確保に関するアンケート調査 集計

【調査期間】 令和 7 年 2 月 17 日～2 月 25 日

【依 頼 先】 市内の社会福祉法人(保育所等を除く)

【依 頼 数】 10 箇所

【内 容】 別紙のとおり

問1. 貴法人は法人後見の受任をしていますか？

- ☐ している ⇒ 2 箇所 9
- ☐ していない ⇒ 8 箇所

⇒問1で「していない」を選択した法人は、回答してください。

貴法人の法人後見受任について、どの様に考えていますか？

- ☐ 具体的に検討している
- ☐ 過去に受任していた実績があるが、再度検討しようと思っている。
- ☐ 時期は未定であるが、検討しようと思っている。 ⇒ 1 箇所
- ☐ 検討していない。 ⇒ 7 箇所
- ☐ その他(理由)
- ⇒ ・人材確保の難しい状況の中、その職務に就いてもらう職員の確保が出来ない。
・人員的に非常に厳しいため。

問2. 法人後見受任について、きぼうより詳しくお話をさせてもらいたいと思いますが、ご協力していただけますか？

- ☐ はい ⇒ 5 箇所
- ☐ いいえ ⇒ 5 箇所 (検討中 1 箇所含む)

○伊勢市成年後見サポートセンターきぼうに対して、ご意見等あればお聞かせください。

・法人後見について興味はありますが、あまり知識がないので、詳しく内容を教えてもらいたいです。

・現在2名受任していますが、辞任して他に引き継ぎたいと考えています。その件できぼうに相談したいと思っています。

法人後見等の新たな担い手の確保に関するアンケート調査票

法人名		回答者氏名	
電話番号		E-mail	

法人後見とは・・・

社会福祉法人などの法人が成年後見人等となり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

問1.貴法人は法人後見の受任をしていますか？

- ☐ している
- ☐ していない

⇒問1で「していない」を選択した法人は、回答してください。

貴法人の法人後見等の受任について、どの様に考えていますか？

- ☐ 具体的に検討している。
- ☐ 過去に受任していた実績があるが、再度検討しようと思っている。
- ☐ 時期は未定であるが、検討しようと思っている。
- ☐ 検討していない。
- ☐ その他

(具体的に教えてください。)

問2.法人後見受任について、きぼうより詳しくお話をさせてもらいたいと思いますが、ご協力していただけますか？

- ☐ はい
- ☐ いいえ

伊勢市成年後見サポートセンターきぼうに対して、ご意見等あればお聞かせください。

--

御協力ありがとうございました。

推 進 目 標

9 権利擁護*支援体制の充実

しくみ

ひと

尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加等のノーマライゼーション*の理念を十分に実現させていくために、権利擁護支援の地域連携ネットワーク*を強化・推進します。また、虐待*等の権利侵害の防止に取り組むとともに、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。

具体的な取り組み

R6~R10

-----「成年後見制度利用促進基本計画」-----

- ① 多様な関係者や市民への共通理解を促進します
 - 市民、支援関係者に対し、権利擁護支援や成年後見制度*に関する周知・啓発、制度の利用への理解を促進します。
 - 権利擁護支援における意思決定支援の普及・啓発を進めます。
 - 本人の状況や求められる後見活動に沿った後見人等候補者の推薦を行えるよう、後見人等候補者の受任形態について支援者との認識の共有を進めます。
- ② 多様な主体の参画・活躍を推進します
 - 市民後見人*の担い手の育成と活躍支援を推進します。
 - 権利擁護支援を必要とする本人のために支援チームの形成や活用を図ります。
 - 県等と連携し、法人後見*の新たな担い手の育成を進めます。
- ③ 地域連携ネットワークの機能強化のためのしくみづくりを推進します
 - 協議会の運営を通じて多様な関係機関の連携・協力関係を推進します。
 - 個別の権利擁護支援チーム*で把握した地域課題について、協議会で支援策を協議し、他分野とも連携します。
 - 介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関との連携・協力体制を強化します。
 - 後見人等候補者の推薦や調整において、専門職の協力が得られるよう、体制を充実します。
 - 制度の利用を必要とする低所得層の人の申立費用や報酬助成を適切に行うため、成年後見制度利用支援事業を適切に実施します。
 - 特に、身寄りに頼ることができない権利侵害を受けている人や財産上の被害を受けている人、または恐れのある人などへの市長申立による成年後見制度の利用を進めます。
 - 中核機関が家庭裁判所と適時、連絡・相談できる協力体制を確保します。
- ④ 判断能力に不安のある人の意思決定を支援します
 - 日常生活自立支援事業*の充実を図ります。
- ⑤ 高齢者、障がい者、こどもの虐待防止を推進します
 - 虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応のため、身近な地域の拠点を活かした地域における関係機関等の連携体制を強化します。

具体的な取り組み			令和6年度 実施内容	令和7年度 事業計画（案）
①	多様な関係者や市民への共通理解の促進	・市民、支援関係者に対し、権利擁護支援や成年後見制度に関する周知・啓発、制度の利用への理解の促進 ・権利擁護支援における意思決定支援の普及・啓発 ・本人の状況や求められる後見活動に沿った後見人等候補者の推薦を行えるよう、後見人等候補者の受任形態について支援者との認識の共有	成年後見制度に係る制度内容は、主にHPや広報紙を用いて啓発を行った。 イベント開催時にもパネルを用いた啓発活動を行った。権利擁護支援については、講演会でのテーマを軸に、研修会・勉強会を通じ、周知や利用促進の啓発を行った。 また権利擁護支援を行うため、国や県が主体となる先進地事例報告や制度内容に関する研修へ参加し理解を深めました。 【一般市民向け講演会】 1回 参加者：111人 【関係親族向け研修会】 1回 参加者：19人 【障害者施設関係者向け勉強会】 1回 参加者：63人 【啓発イベント】 1回 来場者：200人 後見人等候補者の選任に至るにあたり、専門的見地における審議を行う委員会において、専門職との連携により後見人等候補者の判断及び受任調整を行った。（委員会：4回）（ケース：9件）	成年後見制度に関する周知と併せて、権利擁護支援の普及・啓発を進められるよう、講演・啓発内容の充実や、親族向け勉強会など、多様な対象者に向け、共通理解につながるよう、検討・実施する。 後見人等候補者の選任に至るにあたり、専門的見地における審議を行う委員会において、専門職との連携により後見人等候補者の判断及び受任調整を行う。（委員会：4回（原則））
②	多様な主体の参画・活躍の推進	・市民後見人の担い手の育成と活躍支援の推進 ・権利擁護支援を必要とする本人のための支援チームの形成や活用 ・県等と連携し、法人後見の新たな担い手の育成	市民後見人養成講座を実施し、受講修了者（4名）が担い手となれるよう、活躍支援を推進するための面談を実施した。また、市民後見人登録の申請にかかる相談を裁判所と行い、登録候補者の申請（2名）に向け整理した。	引き続き、市内在住者・在勤者を対象者に対し、養成講座を実施し、修了者の意向に沿った市民後見人の担い手の活躍を推進する。
③	地域連携ネットワークの機能強化のためのしくみづくりの推進	・協議会の運営を通じて多様な関係機関の連携・協力関係の推進 ・個別の権利擁護支援チームで把握した地域課題について、協議会で支援策を協議し、他分野とも連携する。 ・介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関との連携・協力体制の強化 ・後見人等候補者の推薦や調整において、専門職の協力が得られる体制の充実 ・制度の利用を必要とする低所得層の人の申立費用や報酬助成を適切に行うため、成年後見制度利用支援事業の実施 ・特に、身寄りに頼ることができない権利侵害を受けている人や財産上の被害を受けている人、または恐れのある人などへの市長申立による成年後見制度の利用支援 ・中核機関が家庭裁判所と適宜、連絡・相談できる強力体制の確保	協議会における各専門職から構成される委員会を開催し、多様な関係機関との連携の協力体制を構築した。（2回） 低所得の高齢者や障がい者に係る申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行い、成年後見制度の利用を支援し高齢者や障がい者の権利擁護を図った。 【市長申立】 高齢者：15件（512,929円） 障がい者：2件（11,689円） 【後見人報酬】 高齢者：13件（1,727,000円） 障がい者：9件（1,234,689円） ※R7.1月末現在 適宜、家庭裁判所と連絡・相談を行い、市民後見人登録の申請の流れを整理した。	協議会、委員会等を通じ、様々な見地にに基づき、後見制度の利用促進をさらに強化できるよう、他分野との連携を行う。（協議会：2回（原則2回）） 低所得の高齢者や障がい者に係る申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行い、成年後見制度の利用を支援し高齢者や障がい者の権利擁護を図る。

第4期 伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画 重点指標に基づく現状、実績及び事業計画（案）

取組内容	現状（計画策定時） ※令和6年3月末	令和6年度	令和7年度
		実績（※令和7年1月末現在）	事業計画（案）
法人後見の促進	法人後見：1箇所 受任件数：36件	●社会福祉法人等に現状把握のため、市内10施設への法人後見意向調査を実施した。 ●法人後見：1箇所 ●受任件数37件	●意向調査結果を基に、詳細な説明を受けたい事業所を訪問し、説明する機会を順次設けていく。
市民後見人の養成	養成講習修了者数：30人 活動希望者数：19人	●市民後見人養成講座を実施し、今年度の受講修了者（4人）が担い手となれるよう、活躍支援を推進するための面談を実施し、修了者へ面談を行い、今後の担い手への意向を確認した。 ●市民後見人受任に向けて裁判所と協議し、市民後見登録候補者2名の名簿を作成した。※1名が単独受任予定。 ●養成講座修了者数：34人 ●活動希望者数：23人	●意欲のある方が参加してみたいと思われるようなカリキュラム内容に再編成し、参加希望者が増えるように検討する。 ●市民後見人に対してのフォローアップ体制を構築していく。
日常生活自立支援事業の推進	利用件数：160件	●待機者が出ることが無く、専門員や生活支援員の体制強化を図った。 ●利用者数：181件	●専門員や生活支援員の体制強化を図り、待機者が出ないように取り組む。
生活支援員の養成	地域での活動者数：48人	●生活支援員養成講座に6名、権利擁護フォローアップ研修に12名が参加した。 ●地域での活動者数：35人	●生活支援員同士が交流できる場を設け、ストレスや悩みを抱え込むことがないように、フォローしていく。

成年後見制度に関する状況

1 伊勢市の現状(令和6年3月31日現在)

人口	119,706 人	
面積	208.37 km ²	
高齢者数	39,541 人	
高齢化率	33.0%	
① 認知症自立度Ⅱ以上	4,072 人	介護認定者数 8,866人
療育手帳A判定所持者	442 人	療育手帳所持者全体 1,025人
精神保健福祉手帳Ⅰ級所持者	69 人	精神手帳所持者全体 1,209人
日常生活自立支援事業利用者数	174 人	相談件数 2,222件

①に該当する計4,583人が、認知症や障がいにより判断力が不十分な状態にあるため、成年後見制度を必要としている可能性がある」と推察される。

2 市内の成年後見制度利用状況(令和6年7月1日現在)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
成年後見	183	182	216	194
保佐	30	41	41	45
補助	14	17	19	18
任意後見	1	1	1	1
合計	228	241	277	258

※資料:津家庭裁判所(基準日 各年7月1日)

成年後見制度を必要としている可能性がある人が4,583人に対し、実際に成年後見制度を利用しているのは258人であり、5.6%となっている。

3 成年後見利用支援事業

(1) 市長申立件数

(件)

審判年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	5	12	12	18	13	15
知的障がい者	0	3	3	1	0	1
精神障がい者	0	1	1	2	3	1
合計	5	16	16	21	16	17

※R6年度はR7年1月末時点の件数

(2) 費用助成(令和6年度 申立費用・後見人等への報酬)

R7年1月末時点

	市長申立		後見人報酬	
高齢者	15件	512,929円	13件	1,727,000円
障がい者	2件	11,689円	9件	1,234,689円

「成年後見利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有効と認められても四親等以内の親族に申立てできない人がいない場合、市長の権限による申立てを行い、必要経費を助成して、成年後見制度の利用促進を図っている。

4 成年後見制度に関する相談実績

(延件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談・支援 (実数)	296	463	671 (134)	463 (123)	450 (124)	368 (119)
(再掲)申立支援	53	180	364	252	228	208
利用中の相談・後見人への支援	6	19	40	29	39	30
合計	302	482	711	492	489	398

※R6年度はR7年1月末時点の件数

令和 7 年度 伊勢市成年後見サポートセンターきぼう事業計画書（案）

1. 協議会の開催

- ・ 行政、司法、福祉、医療、地域等の関係機関のネットワークを構築し、連携体制を強化する。
- ・ サポートセンターの企画運営や、状況報告及び制度利用促進等に関する協議を行う。
- ・ 原則年 2 回開催。

2. 委員会の開催

- ・ 成年後見人や支援機関が抱えている困難事案の検討や支援の方向性などの助言を得る。
- ・ 原則年 4 回開催。
- ・ 市民後見人等の受任調整。

3. 相談業務及び利用支援

- ・ 電話や窓口、訪問等にて相談対応を行う。
- ・ 相談受付後、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行い、申立支援や専門職等の支援につなげる。

4. 申立支援業務

- ・ 本人や親族申立ての際は、必要に応じて申立書類の内容確認等の支援を行う。
- ・ 市長申立が必要な際には、伊勢市に速やかに連絡し、申立に必要な書類や診断書の作成等について支援や調整を行う。必要な場合には、裁判所の受理面接に同行する。

5. 成年後見制度に関する広報及び啓発

- ・ パンフレットやホームページを活用し、制度周知を行う。
- ・ 幅広く市民を対象とする講演会（年 1 回）を開催する。
- ・ 専門職を対象とした研修会及び事例検討会（年 1 回）を開催する。
- ・ 法人後見受任に興味のある事業所を訪問し、受任にむけた詳細な説明を行う。
- ・ 成年後見制度に興味のある親族向け勉強会（年 1 回）を開催する。

6. 成年後見人等への総合支援

- ・ 福祉制度の紹介や関係機関につなげるなど、成年後見人等が抱えている課題の解決を図る。

7. 市民後見人及び法人後見について担い手の育成及び活躍支援

- ・ 市民後見人等の担い手の育成及び活用のための養成講座（基礎研修 5 日間程度、実践研修 2 日）を開催。
- ・ 市民後見人の活躍支援についての調整を行う。

8. 関係機関等連絡調整

- ・ 行政機関や専門職、裁判所等との連携体制の構築に努める。
- ・ 専門職と連携し、委員会等にて成年後見人等の候補者の判断及び受任調整を行う。

9. 業務上必要な知識及び技能の習得

- ・ 制度に関する知識及び技能の習得のため、随時、必要な研修等に参加する。

令和 7 年度事業計画（案）

計 画 事 項	回数等
伊勢市成年後見サポートセンター協議会の開催 Q	年 2 回
伊勢市成年後見サポートセンター委員会の開催	年 4 回
一般市民・専門職・後見人等からの相談、申立支援等	随時
啓発活動（ホームページの更新、チラシ・パンフレットの配布）	随時
各専門職機関・民生委員児童委員対象の研修会及び事例検討会	年 1 回程度
一般市民対象の講演会	年 1 回
法人後見受任に興味のある事業所への詳細説明	随時訪問
親族向け勉強会	年 1 回程度
Q 市民後見人養成講座の開催（実務研修含む）	年 7 日程度
定例会（市との調整会議）	月 1 回

令和7年度 伊勢市成年後見サポートセンターきぼう 事業計画表（案）

月	定例会	周知・啓発	協議会・委員会	備考
4	・第1回定例会	・法人後見受任に向けた事業所説明（随時訪問）		
5	・第2回定例会	・法人後見受任に向けた事業所説明（随時訪問）		
6	・第3回定例会		・第1回委員会	
7	・第4回定例会	・きぼう勉強会【親族、各団体向け】		
8	・第5回定例会	・きぼう講演会【一般市民向け】		
9	・第6回定例会	・市民後見人養成講座【基礎研修 1日目・2日目】	・第2回委員会	
10	・第7回定例会	・市民後見人養成講座【基礎研修 3日目・4日目】	・第1回協議会	
11	・第8回定例会	・市民後見人養成講座【基礎研修 5日目】	・第3回委員会	
12	・第9回定例会	・市民後見人養成講座【実務研修 1日目・2日目】		
1	・第10回定例会		・第4回委員会	
2	・第11回定例会	・きぼう研修会【専門職向け】	・第2回協議会	
3	・第12回定例会			

市民後見人選任の流れ

1. 市民後見人登録名簿を、該当年度に家庭裁判所へ報告する。



2. きぼう委員会にて市民後見人受任が適当か否かを検討。

(事前に書記官と対象者についての情報共有をしておき、市民後見人で対応できる可能性が高い案件に限る。具体的には、在宅生活ではなく施設入所で、親族間に紛争性がなく、預貯金もそれほど多くない方を対象とする。)



3. 家庭裁判所に選任・辞任の申立を行う。



4. 家庭裁判所から推薦依頼が社協宛にされる。



5. 社協内で登録名簿の中から市民後見人候補者を選任し、家庭裁判所へ回答する。

(候補者事情説明者や住民票等を添付書類とする。)



6. 家庭裁判所から審判書謄本が送付される。

※まずは法人後見からのリレー方式での受任を進めていく。
将来的には、課題が落ち着いた専門職後見人からのリレーも検討していく。

(きぼう委員会)
身分保持の??
一定範囲で選任する
1人1人検討
OK

市民後見人登録名簿(案)

(令和7年2月1日現在)

[illegible]